

新型コロナウイルス感染症の影響により支払が困難な方に対する 介護保険料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少しているなど一時的に介護保険料のお支払いが困難な方に対し、お支払いの猶予に関するご相談に応じます。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の生計を主として維持する方の収入が著しく減少しているなど一時的に介護保険料の納付が困難な方

猶予の期間

最大で6ヶ月間

受付方法

豊前市 健康長寿推進課 介護保険係の窓口にて

「介護保険料（減免・徴収猶予）申請書」「収入見込申告書」に記入

- 必要なもの：
- ・印鑑（認印可）
 - ・今年と前年の収入が確認できる書類等

- ※ 介護保険料の一部の減免や、分割納付が認められる場合もあります。
- ※ 申請が認められた場合は、福岡県介護保険広域連合より通知が届きます。

介護保険利用者負担額の減額

介護保険利用者負担額の減額についても、申請により減額が認められる場合があります。

申し込み及び問い合わせ先

豊前市役所 健康長寿推進課 介護保険係

TEL：0979-82-1111 内線：1240

福岡県介護保険広域連合 収納管理係

TEL：092-981-9071